

平成31年3月29日

取引業者及び関係者 各位

東京都中央区八丁堀二丁目24番2号
株式会社 リゾネット
代表取締役 山本 夏

ご報告（関東経済産業局公表の業務停止命令について）

拝啓 時下ますます清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社株式会社リゾネットは本日、関東経済産業局より「連鎖販売業に係る連鎖販売取引の一部等を停止」の命令を受けました。

弊社としましては、今回の命令について厳粛に受け止めており、直ちに下記の通り是正に向け取り組んで参ります。

また、本日通知を受領に際して、公表内容に関して事実誤認がある旨を再度説明したところ、弊社を訪問した経済産業局職員2名は、下記部分が誤りであることを認めました。

そのため、弊社はこの部分に関して公表の訂正を求めたところ、訪問の職員2名は主管部門である消費者庁に電話確認しましたが、すでに準備されているものであり、訂正できないとの回答であったことをお知らせ致します。

誤公表部分

3処分の原因となる事実

（6）抜粋「貴社の会員のみが予約し利用できる国内の貴社提携宿泊施設は**存在しない**」

⇒実際に存在しており「存在しない」は誤りであったことを認めています。

取引先及び関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げますとともに、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

<通知の概要>

1. 取引等停止命令

平成31年3月30日から平成32年6月29日までの15か月間

連鎖販売取引の勧誘、新規契約の申込の受付・契約の締結に関する取引のみが対象。

既存会員からの会費の徴収、サービスの提供、サービスの開拓等、上記に該当しない業務は停止命令の対象外となり、継続に問題ないことを確認しております。

2. 処分の原因となる事実

①連鎖販売契約締結を勧誘する行為において、不実告知等、特定商取引違反があった。

②（サービス提供の面において）会員のみが予約・利用できる所有宿泊施設が著しく少なく、会員のみが予約・利用できる提携宿泊施設は存在しないにも関わらず、豊富にあるように告げていた。

③入会及び会員資格継続に必要な費用を上回る特定利益を収受しているものはごくわずかしか

いないにもかかわらず、あたかも会員になれば元を取れるかのように告げていた。

3. 弊社の取り組み

①コンプライアンスの強化

平成29年1月の東京都からの一部業務停止命令を受け、コンプライアンス強化に努め、その成果も見えている中でしたが、不適切な勧誘行為があったとされる点に関しては、指導・監督が及ばない点があり、一部でそのような行為があったことは大変遺憾であり、早急に社内体制を強化し、再発防止に取り組む所存であります。

社内体制の強化として第三者委員会の設置等、外部有識者により、問題点の究明や再発防止策の強化、合わせて違反者や違反行為への対応に関しても除名処分を原則とする対応を予定しておりますが、現在、命令の内容及び原因となる事実の検証を顧問弁護士と行っております。会社としての体制等に関しては、検証後改めてご報告申し上げます。

②事実誤認部分の対応

「通知の概要」2の②③につきましては、事実と異なる点がございます。

②所有宿泊施設、提携宿泊施設に関しては、会員へのサービスを提供するに十分な施設数が実際にあり、利用していただいた会員からも満足の声を頂いています。

③特定利益を収受している会員はごくわずかではありません。

②③に関して事実を示す資料を提出しているにもかかわらず、全く反映されず、事実とは異なる内容となっております。

事実誤認による処分に関しては、弊社既存会員や取引先関係者様にも多大な影響を与えることになり、弊社としては受け難く、業務停止処分の執行停止申立てを準備しており、合わせて処分取消の訴訟を予定しております。

今回、業務停止命令の公表を受け、取り急ぎのご報告となりますが、適法で健全な運営が行われるよう、企業・社員一丸となってより一層の努力を行い取り組んで参ります。

重ねましてご理解を賜りますようお願い申し上げます。